

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) しょうがいしゃが委員となった場合の支援者の同席に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものである。

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部を改正する条例案

国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例（令和 3 年 1 2 月国立市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（支援者の同席）

第 8 条 会長は、委員がしょうがいしゃである場合において、当該委員のしょうがいの特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる。

2 市長は、前項に規定する支援者が会議に同席したときは、当該支援者に対して謝礼を支払うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。